

※令和7年度限りで廃止のコースです。

事業主の皆さまへ

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)のご案内 人材育成・賃金引き上げ等で通常の1.5倍の助成となります

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)には2つのメニューがあります。就職困難者を業務経験のない職種で雇い入れた際、下記に該当する取り組みを実施すると、**通常の1.5倍の助成**を受けることが可能です。

成長分野メニュー

成長分野の業務に
雇入れ



雇用管理改善
or 能力開発

成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者として雇い入れ、当該労働者への雇用管理改善や能力開発を行うもの。

人材育成メニュー

※公的職業資格の取得を目的とした教育訓練給付の指定講座であれば、50時間未満の訓練も対象となります

人材開発支援助成金を
活用した訓練



5%以上の
賃金引き上げ

人材開発支援助成金に基づく50時間以上※の教育訓練を行ったうえで、雇入れ時より5%以上賃金引き上げを行うもの。

支給額 ※()内は大企業に対する支給額

採用する労働者	合計助成額	支払い方法
母子家庭の母、60歳以上の方、生活保護受給者等、ウクライナ避難民 など	90万円(75万円) 短時間: 60万円(45万円)	45万円(37.5万円)×2期 短時間: 30万円(22.5万円)×2期
就職氷河期世代を含む 中高年層の不安定雇用者	90万円(75万円)	45万円(37.5万円)×2期
身体・知的障害者 発達障害者、難治性疾患患者	180万円(75万円) 短時間: 120万円(45万円)	45万円×4期(37.5万円×2期) 短時間: 30万円×4期(22.5万円×2期)
重度障害者、45歳以上の障害者、 精神障害者	360万円(150万円) 短時間: 120万円(45万円)	60万円×6期(50万円×3期) 短時間: 30万円×4期(22.5万円×2期)

- ・半年ごとに助成金を支給します。「2期」の支払い方法の場合、採用から半年後(1期)、1年後(2期)の2回支給。
- ・「短時間」労働者は、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者のことをいいます。
- ・所定労働時間より著しく実労働時間が短い場合には、支給額が減額されることがあります。

対象労働者

通常のコース名	対象労働者種別
特定就職困難者コース	・60歳以上の方 ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・母子家庭の母等 ・父子家庭の父 ・ウクライナ避難民 など
発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース	・発達障害者 ・難治性疾患患者
中高年層安定雇用支援コース	・就職氷河期世代を含む中高年層で不安定な雇用を繰り返す者
生活保護受給者等雇用開発コース	・生活保護受給者 ・生活困窮者

採用の雇用形態: 正規雇用、無期雇用、有期雇用(自動更新※)として採用する方が対象

- ・「対象労働者が望む限り更新できる契約」の場合のみ助成対象。勤務成績等により更新の有無を判断する場合等は助成対象外。
- ・「就職氷河期世代安定雇用実現コース」は、正規雇用の場合のみ助成対象となります。

これまでの職歴: 未経験職種に就職する方が対象

- ・求人内容と職業相談の内容を踏まえて、ハローワークなどから「未経験職種への就職を希望する方」として職業紹介をします。原則は、それをもって対象者の要件に該当するものとなります。

成長分野メニュー（職種限定）

デジタル・グリーン分野(以下、成長分野等)の業務に従事させる事業主が、就職困難者を継続して雇用する労働者として雇い入れ、人材育成・雇用管理改善に取り組む場合に対象となります。

デジタル分野	職業分類表の「情報処理・通信技術者」、「その他の技術の職業(データサイエンティストに限る)」及び「デザイナー(ウェブデザイナー、グラフィックデザイナーに限る)」に該当する業務
グリーン分野	職業分類表の「研究・技術の職業」に該当する業務(脱炭素・低炭素化などに関するものに限る)

支給申請の流れ(基本的な流れ)

1 ハローワーク等からの職業紹介

1. ハローワーク、地方運輸局、適正な運用が望める特定地方公共団体、有料・無料職業紹介事業者または無料船員職業紹介事業者の職業紹介で採用した場合のみ、助成金の対象となります。

2 対象者の採用

3 雇用管理改善措置or能力開発の実施

3. 対象労働者に合わせた雇用管理改善や職業能力開発に取り組みます。「4」の第1期支給申請時に「**実施結果報告書**」を添付してください。

支給申請手続き

4 助成金の第1期支給申請

4. 支給対象期ごとに、労働局またはハローワークに申請を行います。

5 支給申請書の内容の調査・確認

5. 提出した支給申請書の記載事項などを支給要件に照らして審査します。適正と認められる場合、助成金が支給されます。審査には一定の期間を要します。

6 支給・不支給決定

7 助成金の支給

7. 支給決定から事業主指定の金融機関口座に振り込まれるまでに、一定の期間を要します。

人材育成メニュー（業種・職種制限なし）

就労経験のない職種で採用した就職困難者に対し、人材開発支援助成金を活用した50時間以上の訓練※を実施、雇入れから3年以内に5%以上の賃金引き上げを行った場合に対象となります。

※公的職業資格の取得を目的とした教育訓練給付の指定講座であれば、50時間未満の訓練も対象となります。

支給申請の流れ(基本的な流れ)

1 ハローワーク等からの職業紹介

1. ハローワーク、地方運輸局、適正な運用が望める特定地方公共団体、有料・無料職業紹介事業者または無料船員職業紹介事業者の職業紹介で採用した場合のみ、助成金の対象となります。

2 対象者の採用

3 賃金引上げ計画書の作成

3. 「毎月決まって支払われる賃金」を5%以上引き上げるための、「**賃金引き上げ計画書**」の作成が必要です。(提出は「7」の第1期支給申請書の提出時)

4 人材開発支援助成金の計画届の提出

4. 原則、訓練開始日から起算して1か月前までに「訓練実施計画届」などの都道府県労働局への提出が必要です。

5 訓練実施

6 人材開発支援助成金の支給申請・決定

6. 原則、訓練終了日の翌日から起算して2か月以内に「支給申請書」(人材開発支援助成金)の都道府県労働局への提出が必要です。

支給申請手続き

7 支給申請・審査・決定

7. 各支給対象期(賃金締め切り日等の翌日から6か月間)の末日の翌日から2か月以内に支給申請書の提出が必要です。第1期支給申請書提出時に「**賃金引き上げ計画書**」の提出が必要です。「**人材開発支援助成金の支給決定通知書または支給申請書**」と「**賃金引き上げ報告書**」を提出した後に、高額助成されます。

特定求職者雇用開発助成金の流れ

人材開発支援助成金の流れ

支給要件等の詳細は下記ページにてご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/tokutei_seichou_0008.html



人材開発支援助成金



申請書類等



お問い合わせ先